



納税される方へ

納税は期限内に 便利な口座振替の利用を

所得税、個人事業者の消費税および地方消費税の納税の期限は次のとおりです。

所得税 : 3月15日(水)
個人事業者の消費税および地方消費税
: 3月31日(金)

※申告書提出後、税務署から納付書を送付する
ことはしておりません。いずれも、ご自身でお近くの金融機関の窓口から納税してください。

また、便利な振替納税制度をご利用ください。

振替日
所得税 : 4月20日(木)
個人事業者の消費税および地方消費税

※預貯金不足等で振り替えできないと、納期限の翌日から延滞税がかかります。

○申し込みは…

手続きは、「預貯金口座振替依頼書」に所定の事項を記載し、通帳に使用している印鑑を押して、お近くのポストに投函、または金融機関・税務署のいづれかに提出してください。

「預貯金口座振替依頼書」の用紙は、税務署、市町村役場および金融機関窓口に設置しています。また、国税庁ホームページ「納税証明書及び納税手続関係」の画面上でも作成できます。

◇お詫びと訂正◇
1月19日発行の「広報あづみの
(1月号)」裏表紙に燕岳の標高
を「2,680メートル」と掲載しまし
たが、「2,763メートル」の誤りでした
お詫びして訂正します。

